

情報公開審査会の答申概要（答申第 32 号）

1 対象公文書 金沢中警察署の捜査費現金出納簿及び犯罪捜査報償費前渡資金出納簿（平成 11 年 1 月から平成 14 年 6 月 28 日まで）

2 対象公文書の所管所属 警察本部警務部会計課

3 異議申立て等の経緯

- | | | | |
|---------------|--------|---------------|----|
| (1) H14. 6.28 | 公開請求 | (4) H14. 9.30 | 諮問 |
| (2) H14. 8.23 | 一部公開決定 | (5) H17. 3.31 | 答申 |
| (3) H14. 9.13 | 審査請求 | | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

対象公文書について、一部公開とした実施機関の決定は妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断
警部補以下の警察官の氏名	7条2号 (個人情報)	<p>(1) 7条2号本文該当性 警察官の氏名は、明らかに特定の個人が識別される情報である。</p> <p>(2) 7条2号ただし書該当性 慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民に知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要である。 石川県警察において人事異動の公表を行っている職員の範囲は「警部又は同相当職以上の職員」であり、また、当該職員に限り石川県職員録に登載されている。 したがって、「警部補以下の警察官の氏名」については、慣行として公にされている情報に該当しない。</p>
(1) 捜査費等の月別の交付額、執行額及び累計(年累計を除く)に係るもの	7条4号 (犯罪の予防・捜査等情報)	<p>(1) これらの情報は、いずれも実際の捜査活動等の進展状況を反映しており、総体的な捜査状況の活発さをある程度推測することは可能といえる。 被疑者等の事件関係者や犯罪企図者がこれらの情報を入手した場合、他の情報と照合・分析することにより、捜査の進展状況が推察される可能性が格段に高まり、逃走や証拠隠滅を図るおそれや、捜査の網をかいくぐって犯罪を執行するおそれがある等、犯罪の予防・捜査に支障を及ぼすおそれが生ずることは否定できない。 万が一にも、このような事態が発生すれば、警察に対する県民の信頼を損なうとともに、県民の生命、身体、財産等の安全に対する脅威が増大し、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなるとする実施機関の主張は、合理性を有するものと認めることができる。</p>
(2) 捜査費等の執行件数に係るもの		<p>(2) これらの情報は、交付額や執行額と同様、その多寡が捜査活動の活発さを示すものといえるのであり、上記(1)と同様、犯罪の予防・捜査に支障を及ぼすおそれが生ずることは否定できない。 非公開とされた具体的な情報は、書式の枠、行数、取扱者交代に伴う引継事項に関するものであり、当該事項を公開したとしても、犯罪の予防・捜査に直接支障を及ぼすおそれが生ずるとは認められない。 しかしながら、書式の枠及び行数については、これらを公開した場合、おおよその執行件数が推測される可能性がある。</p>

<p>(3) 捜査費等の個別の執行内容に係るもの</p>		<p>(3) 本件公文書には、捜査費等の個別の交付ごとに、交付日、事件名、交付を受けた捜査員の階級及び氏名並びに交付金額が記録されている。</p> <p>これらの情報が公開されれば、警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を執ることが容易になると考えられる。</p> <p>また、個別の事件の捜査員が明らかになれば、当該捜査員やその家族が捜査対象者等から危害や嫌がらせを受けるおそれがある。</p> <p>さらに、捜査員をよく知る事件関係者が、該当月日に捜査員と捜査協力者等の密談現場を目撃した場合、同協力者が捜査協力者であると容易に特定又は推測され、同協力者の生命・身体等に危害がおよぶおそれがあるのみならず、捜査協力等を秘匿しつつ警察の捜査に協力している他の協力者との信頼関係も損なうこととなり、今後の捜査活動への協力を得ることは極めて困難になると考えられる。</p>
------------------------------	--	---

5 審議経過

審査回数 7回

(別 紙)
答申第32号

答 申 書

平成17年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、一部公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年6月28日に「金沢中警察署の捜査費の支出に関する資料（平成11年1月～平成14年6月28日までの分）」について、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「捜査費現金出納簿及び犯罪捜査報償費前渡資金出納簿（平成11年1月から平成14年6月28日まで）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書の総量が著しく大量であり、かつ、公開・非公開の判断に相当の期間を要することから、条例第12条第3項の規定により、公開決定等の期限を平成14年12月27日までとする旨平成14年7月9日に審査請求人に通知した。

その後、実施機関は、平成14年8月23日、本件公文書について一部を除いて公開する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（公開しない部分）

捜査費現金出納簿の年月日、摘要、受入金額、支出金額及び差引残高並びに犯罪捜査報償費前渡資金出納簿の年月日、摘要、受高、払高及び残高が分かる部分。ただし、次のものは除く。

- 平成11年1月から同年7月までの「本部長より交付受」、「次葉へ繰越」及び「前葉より繰越」の受入金額又は受高が分かる部分
- 平成11年1月分から同年7月分の分計及び累計が分かる部分
- 各年度末の累計及び不用額の返納が分かる部分
- 平成12年度、平成13年度及び平成14年度の年度初めの「本部長より交付受」の日付が分かる部分

（公開しない理由）

（1）条例第7条第2号に該当

公開しない部分には、警部補以下の警察官の氏名が記載されている場合は個人情報に該当するため。

（2）条例第7条第4号に該当

月別の執行額や執行件数を明らかにすると、その変動状況から捜査の進展状況等を推測することが可能となり、警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅

を企てるなど、犯罪捜査に支障が生じるおそれがあるため。

また、個別の執行内容を明らかにすると捜査手法が推察され犯罪を企図する者において対抗措置を講じられるおそれがある他、捜査協力者等が特定又は推測され、これらの者が事件関係者等から報復を受けるおそれが生じ、以後の協力を得ることができなくなる可能性があり、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は平成14年9月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

石川県公安委員会は平成14年9月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 国民の生命、財産を守るべき警察官は、憲法、警察法、警察官職務執行法、刑法、刑事訴訟法等の関係法規を信義誠実に遵守し、不偏不党で公務に従事することが義務付けられている。

イ 平成14年1月14日付けで、一部の警察官僚が捜査費200万円を横領したとの告発文が審査請求人に送付されているが、非公開部分が公開されなければ、公金横領、不正流用を調査できない。

ウ 特に、過去の捜査費についても捜査に支障があるとする非公開理由は、公正に捜査費用が支出されていないと推測され、飲食費等の支出が主体であれば不正な支出であり、捜査費用ではない。

エ 捜査の進展状況を捜査費が表現するというのは、詭弁である。公開された出納簿は、B5版位の罫線の狭いもので日常の明細な出納記録は不可能であり、かつ、出納金額は総金額しか公開していない。明らかに不明朗で公開しない理由に該当しない。金沢地方検察庁は、暴力団等の情報交換等の会議費用を公開している。

オ 警察本部長は捜査費の内容を公開し、横領、私的流用、身内同士の飲食接待を厳禁すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 捜査費等について

捜査費については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条各号に該当する捜査等は内閣府所管一般会計歳出科目中の捜査費（以下「国費捜査費」という。）、それ以外の捜査等は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条の節の区分中の報償費（以下「県費捜査費」という。）として取り扱っている。

捜査費等は、情報提供者、捜査協力者に対する謝礼や接触費のほか、捜査員の聞き込み、張り込み、追尾等の際に要する緊急交通費、飲食費、物品費等の諸経費などに使用されているものである。

捜査費等は、経費の性質上、特に、緊急を要し、正規の支出手続きを経ては事務に支障を来し、又は、秘密を要するため、通常の支出手続きを経ることができない場合に使用できる経費であり、現金経理が認められている。

捜査費等の取扱いは、警察本部長を取扱責任者とし、捜査費等を執行する警察本部の所属長及び警察署長を取扱者として運用している。

取扱責任者は、取扱者からの交付申請の内容と犯罪情勢等を総合的に勘案して所要額を決定し、取扱者に捜査費等を交付する。

取扱者は、捜査費等の執行の必要が生じたときは捜査員に対し捜査費等を交付し、捜査員は、捜査費等を執行した後、取扱者に対して精算を行う。

2 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

警察官の氏名は、正に個人を識別し得る性質の情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

本号ただし書イの「慣行として公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれている情報である。

石川県警察において人事異動の公表を行っている職員の範囲は、「警部又は同相当職以上の職員」である。

したがって、本件公文書に記録されている「警部補以下の警察官の氏名」については、ただし書イに該当しない。

3 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）の該当性について

(1) 捜査費等の月別の交付額、執行額及び累計（年累計を除く。）に係るもの

月別の交付額は、本部長が取扱者からの申請と犯罪情勢等を勘案して所要額を決定したもの、月別の執行額は捜査活動に要した捜査費等の支出を合計したもの、累計はこれらの月計を合算したものであるが、いずれも捜査の進展状況等に即して交付又は執行されているため、捜査活動に密接に関連しているものである。

したがって、これらの情報を公にすることにより、被疑者等の事件関係者が、これらの額の変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び自らが知り得る情報と照合・分析することにより、捜査等の進展状況を推察して、逃亡や証拠隠滅を図るおそれや、犯罪企図者が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがあり、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第7条第4号に該当する。

(2) 捜査費等の執行件数に係るもの

執行件数は、交付額や執行額と同様、その多寡が捜査活動の活発さを示すものである。

したがって、書式の枠、行数、取扱者交代に伴う引継事項（引継年月日、前任者及び後任者等）を明らかにすると、執行件数が判明することとなり、上記（1）と同様、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第7条第4号に該当する。

(3) 捜査費等の個別の執行内容に係るもの

捜査費等の個別の執行内容に係る情報には、捜査体制、捜査手法及び捜査の進展状況等が反映されている。

過去において、犯罪組織等が、警察の動きを把握しようとして各種調査活動を行っていたという事実、警察の動向を警戒する部門を設置していた事実及び通訳を通じて捜査情報が漏れていた疑いが生じた事例が認められる。

よって、これらの情報を公にすると、

- 警察の捜査手法が察知され、犯罪企図者において対抗措置が講じられる。
- 警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てる。
- 情報提供者、協力者等が特定又は推測され、捜査対象者（組織）から報復を受けるなどの危害が及ぶ。
- 警察と情報提供者及び協力者等との信頼関係に支障を来し、以後の情報提供や協力を得られなくなる。
- 捜査費を執行した捜査員が特定され、当該捜査員やその家族までが捜査対象者（組織）から危害を加えられたり、嫌がらせを受けたりする。

などのおそれがあり、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は条例第7条第4号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に対する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

本件公文書は、金沢中警察署長が取り扱う国費捜査費に係る「捜査費等現金出納簿」と県費捜査費に係る「犯罪捜査報償費前渡資金出納簿」で、「年月日」、「摘要」、「受入金額（受高）」、「支出金額（払高）」及び「差引残高（残高）」の各欄で構成されており、実施機関の職員が作成し、保有している公文書である。

捜査費等については、取扱者に対して必要な金額があらかじめ支払われ、個別の捜査活動に必要な金額が捜査員に現金支給されるという特別な取扱いが認められている。その趣

旨は、捜査活動の機動性及び秘密性を確保することにあると認められ、条例第7条第4号の該当性の判断に当たっても、十分考慮すべきものと考えられる。

3 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、公開しない旨規定している。

これは、個人のプライバシーについては、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として公開しないこととしたものである。

ただし、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものとして、同号本文の例外として公開することとしている。

(1) 同号本文の該当性について

警察官の氏名は、明らかに特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当すると認められる。

(2) 同号ただし書の該当性について

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としており、当該規定の該当性について検討する。

慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民に知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要である。

石川県警察において人事異動の公表を行っている職員の範囲は「警部又は同相当職以上の職員」であり、また、当該職員に限り石川県職員録に登載されている。

したがって、「警部補以下の警察官の氏名」については、ただし書イに該当しない。

また、当該情報は、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

4 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止するために定めたものである。

(1) 捜査費等の月別の交付額、執行額及び累計（年累計を除く。）に係る情報

所属における月別の交付額、執行額及びこれらの累計は、いずれも実際の捜査活動等の進展状況を反映しており、総体的な捜査状況の活発さのある程度推測することは可能といえる。

被疑者等の事件関係者や犯罪企図者がこれらの情報を入手した場合、他の情報と照合・分析することにより、捜査の進展状況が推察される可能性が格段に高まり、逃走や証拠隠滅を図るおそれや、捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがある等、犯罪の予防・捜査に支障を及ぼすおそれが生ずることは否定できない。

万が一にも、このような事態が発生すれば、警察に対する県民の信頼を損なうとともに、県民の生命、身体、財産等の安全に対する脅威が増大し、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなるとする実施機関の主張は、合理性を有するものと認めることができる。

よって、これらの情報は、同号に該当すると認められる。

(2) 捜査費等の執行件数に係る情報

捜査費等の執行件数は、交付額や執行額と同様、その多寡が捜査活動の活発さを示すものといえるのであり、上記(1)と同様、犯罪の予防・捜査に支障を及ぼすおそれが生ずることは否定できない。

非公開とされた具体的な情報は、書式の枠、行数、取扱者交代に伴う引継事項に関するものであり、当該事項を公開したとしても、犯罪の予防・捜査に直接支障を及ぼすおそれが生ずるとは認められない。

しかしながら、書式の枠及び行数については、これらを公開した場合、おおよその執行件数が推測される可能性がある。

よって、これらの情報は、同号に該当すると認められる。

(3) 捜査費等の個別の執行内容に係る情報

本件公文書には、捜査費等の個別の交付ごとに、交付日、事件名、交付を受けた捜査員の階級及び氏名並びに交付金額が記録されている。

これらの個別の執行内容が公開されれば、警察の捜査を察知した事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を執ることが容易になると考えられる。

また、個別の事件の捜査員が明らかになれば、当該捜査員やその家族が捜査対象者等から危害や嫌がらせを受けるおそれがある。

さらに、捜査員をよく知る事件関係者が、該当月日に捜査員と捜査協力者等の密談現場を目撃した場合、同協力者が捜査協力者であると容易に特定又は推測され、同協力者の生命・身体等に危害がおよぶおそれがあるのみならず、捜査協力等を秘匿しつつ警察の捜査に協力している他の協力者との信頼関係も損なうこととなり、今後の捜査活動への協力を得ることは極めて困難になると考えられる。

よって、これらの情報は、同号に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が、審査請求書の中で主張しているその他の主張等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

6 まとめ

以上の理由により、本件公文書につき、条例第7条第2号及び第4号に該当することを理由に一部非公開とした決定は妥当であると認められるので、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 9. 30	○ 諮問を受けた。(諮問案件第53号)
14. 10. 31	○ 石川県公安委員会から理由説明書を受理した。
16. 9. 16 (第117回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 10. 29 (第118回審査会)	○ 審査請求人から意見聴取を行った。
16. 12. 2 (第119回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 1. 7 (第120回審査会)	○ 実施機関(警察本部警務部会計課)の職員から意見聴取を行った。
17. 2. 3 (第121回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 2. 24 (第122回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 3. 24 (第123回審査会)	○ 事案の審議を行った。